

会津若松市コミュニティセンター指定管理者候補者  
審査結果報告書

城南コミュニティセンター

令和3年10月

会津若松市コミュニティセンター  
指定管理者候補者審査委員会

## 1 施設名

会津若松市城南コミュニティセンター

## 2 指定管理者候補者

団体名 門田地区城南コミュニティづくり協議会  
代表者氏名 会長 青山 孝男  
主たる事務所の所在地 会津若松市東年貢一丁目11番2号

## 3 指定期間

令和4年4月1日から令和8年3月31日まで（4ヵ年）

## 4 審査委員会の開催状況

### (1) 第1回審査委員会

- ① 令和3年8月5日（木） 会津若松市役所 本庁舎中庭プレハブ2階会議室
- ・指定管理者制度説明
  - ・委員長選出
  - ・申請要項及び仕様書の協議
  - ・審査基準の協議

### (2) 第2回審査委員会

- ① 令和3年10月5日（火） 会津若松市役所 栄町第二庁舎
- ・申請者からの事業計画プレゼンテーション及びヒアリング
  - ・審査及び採点
  - ・採決

## 5 審査の進め方

審査基準及び配点を決定の上、審査は第1次審査と第2次審査の2回とした。

第1次審査は事務局（環境生活課）による書類審査とし、申請者から提出された書類等を審査し、申請資格に適合しているか確認を行うこととした。

第2次審査は委員による申請者の審査とし、申請者のプレゼンテーション及び委員のヒアリングにより審査を行い、指定管理者候補者として適当であるか否かを判断することとした。

## 6 申請者

会津若松市コミュニティセンター条例に基づき、会津若松市において次の団体を指名し申請書の提出を求めた結果、当該団体から申請があった。

会津若松市東年貢一丁目11番2号  
門田地区城南コミュニティづくり協議会  
会長 青山 孝男

## 7 審査結果

第1次審査では、申請資格等に適合していることを確認した。

第2次審査における各委員の評価点の集計結果は別紙のとおりであり、合計得点及びすべての基準項目ごとの合計得点において、最低水準点を超えていた。

これらを踏まえ、委員会において協議、検討を行い総合的に判断した結果、申請者の「門田地区城南コミュニティづくり協議会」は指定管理者候補者として適当であることを確認した。

## 8 審査の講評

- ・ 当該団体は、現在まで、当該施設の管理運営を行ってきた団体であり、また、その組織は地域コミュニティ活動を行っている各種団体により組織されているため、地域に根ざした団体ならではの経験と人材を生かし、地域住民の交流の場の提供というコミュニティセンターの設置目的に適ったサービス提供と安定した運営が期待される。
- ・ 会長はもとより、役員も積極的に日常の管理運営業務に参画する姿勢と活気が感じられた。
- ・ 他のコミュニティセンターと比較しても利用者が多いこと、また門田地区は、若い世代が多い地域と考えるので、コミュニティセンターを中心とした地域活動が発展する可能性が感じられることから、新型コロナウイルス感染症収束後の更なる事業展開に期待したい。
- ・ 駐車場の舗装など、今後、市と協議しながら、より利用し易い環境づくりを図られたい。

## 9 委員名

会津若松市コミュニティセンター指定管理者候補者審査委員会

(敬称略・順不同)

No.	区分	所属	役職等	氏名
1	管理運営有識者	公立大学法人 会津大学	上級准教授	山内 和昭
2	管理運営有識者	会津若松商工会議所	総務課長補佐	板橋 洋子
3	住民活動団体	会津若松市区長会	副会長	高橋 一浩
4	住民活動団体	会津若松市男女共同 参画推進実行委員会	事務局長	相田 サダ子
5	会津若松市	市民部	部長	廣瀬 源